

### 災害等における応急対策の支援に関する協定書

朝倉市（以下「市」という。）と朝倉市土木建設業協会（以下「協会」という。）は、災害の発生時における朝倉市内公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するための緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生時に実施する応急対策（以下「業務」という。）に関し、人員・資機材等の派遣手続を定めることにより、被害の拡大防止と被災した施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他予測できない事故により生ずる被害をいう。

#### （担当会員名簿）

第3条 協会は、業務を円滑に実施するため、毎年度、協会の会員のうちから担当する会員（以下「担当会員」という。）を定め、担当会員名簿を作成し、市に提出するものとする。

2 協会は、担当会員の事業の状況その他やむを得ない事情があるときは、担当会員を変更することができる。なお、担当会員を変更したときは、市に通知するものとする。

3 協会は、担当会員への連絡体制及び担当者について、担当会員名簿作成後速やかに市に報告するものとする。

#### （業務の内容）

第4条 被害が生じたときは、市は、災害対策本部より協会に対して出動要請を行うものとする。

2 協会は、市の要請の内容に応じて担当会員のうちから業務を実施する会員を特定し、市に通知するものとする。なお、要請以降は、市は業務を実施する会員に対して、直接指示を行うことが出来るものとする。

3 特定された会員は、できる限り速やかに被災状況を調査し、市の指示により、当該災害の応急措置を実施するものとする。

(契約の締結)

第5条 市は、協会に出動要請をしたときは、市の事務分掌に基づき遅滞なく特定された会員と請負契約等を締結するものとする。

(費用の負担)

第6条 市の要請により、協会が業務を実施した場合に要する費用は、市が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成29年3月31日までの間とする。

2 市又は協会のいずれかがこの協定の全部若しくは一部を廃止し又は改定しようとするときは、期間満了の1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

3 前項の意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長するものとし、それ以後についても同様とする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、市及び協会の会員の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等に損害が生じた場合は、協会の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により市に通知し、その処置について協議するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、市、協会が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、市、協会が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

市 朝倉市  
代表者 朝倉市長 森田 俊介



協会 朝倉市土木建設業協会  
会 長 羽野 哲彦



## 災害時における飲料水の提供協力に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）とキリンビール株式会社福岡工場（以下「乙」という。）とは、朝倉市域での地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）時に必要な飲料水の提供及び調達に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

- （1） 市域で災害が発生し、飲料水の供給が不足するおそれがある場合
- （2） 災害が広域的なものであり、市域外の災害援助のため、県又は他市町村から飲料水の調達の斡旋を要請された場合
- （3） その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請する猶予がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

### （提供の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、飲料水の優先的な提供及び運搬に対する協力を努めるものとする。

### （飲料水の範囲）

第3条 甲が、乙に提供を要請する飲料水は、乙の浄水施設から生産されている飲料水とする。

### （飲料水の引渡し）

第4条 飲料水の引渡しは、原則として、乙が指定する場所として、甲が派遣した職員が水質を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの運搬は、甲が行うものとする。但し、必要に応じて、甲が指定する者が行うことができる。

### （提供する飲料水）

第5条 乙が無償で提供する飲料水は、次のとおりとする。

- （1） 飲料水 200 m<sup>3</sup>/日
- （2） 給水に必要な蛇口等の諸施設

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は本協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の申し出がない時には、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲、乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年2月16日

朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市長

森 田 俊



朝倉市馬田3601番地

キンピール株式会社福岡工場

工場長

小高 正寛





災害時における復旧支援協力に関する協定

朝倉市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設（農業集落排水施設等含む）の機能の早期復旧を行うことを目的とする。



（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は朝倉市下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部福岡県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。



2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外には使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出できない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 2月22日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市

朝倉市長 森田 俊介



乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司



【資料 2-3-1-29 福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 宏志会）】

福祉避難所に関する協定書

社会福祉法人宏志会（以下「甲」という。）と朝倉市（以下「乙」という。）は、福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時又はその恐れがある場合において、甲が所有し、又は管理する施設について、乙が福祉避難所として利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所の受入れの対象となる者は、原則として身体等の状況が介護保険施設や医療機関等への入所又は入院に至らない程度の高齢者、障がい者、妊産婦等であつて、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮が必要であると認めた者（その付添いの必要があると認めた家族等を含む。以下「要配慮者」という。）とする。

（利用施設）

第3条 福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- （1）所在地 福岡県朝倉市城859  
名 称 特別養護老人ホームきらく荘 ほか

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、甲に開設を要請するものとする。

2 甲は、業務に支障のない範囲で乙からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要配慮者等の受入れ）

第5条 甲は、前条第1項の規定による要請を受諾したときは、要配慮者等を受け入れるものとする。

- 2 福祉避難所への受入れを要請する要配慮者に関する連絡及び受入れ後の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者が行う。
- 4 要配慮者を介助する者は、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（要配慮者等の事故に対する措置）

第7条 協定に基づく要配慮者等の受入れに伴い生じた事故については、乙が甲の協力を

得て、その処理に当たるものとする。ただし、故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第8条 甲は、協定に係る個人情報を他の用途に使用してはならない。

(必要な物資の調達等)

第9条 乙は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、前項の物資の調達について、乙と連携の上、可能な範囲で実施するものとする。

(費用負担等)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一の内容をもって更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 所在地 福岡県朝倉市城859番地  
法人名 社会福祉法人 宏志会  
代表者 理事長 梶原 勝子 ⑩

乙 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二 ⑩

【資料 2-3-1-30 福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 朝倉恵愛会）】

福祉避難所に関する協定書

社会福祉法人朝倉恵愛会（以下「甲」という。）と朝倉市（以下「乙」という。）は、福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時又はその恐れがある場合において、甲が所有し、又は管理する施設について、乙が福祉避難所として利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所の受入れの対象となる者は、原則として身体等の状況が介護保険施設や医療機関等への入所又は入院に至らない程度の高齢者、障がい者、妊産婦等であつて、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮が必要であると認めた者（その付添いの必要があると認めた家族等を含む。以下「要配慮者」という。）とする。

（利用施設）

第3条 福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 福岡県朝倉市三奈木2466-1  
名 称 介護老人福祉施設いしずえ荘
- (2) 所在地 福岡県朝倉市入地2262-1  
名 称 ラブリーローズあさくら

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、甲に開設を要請するものとする。

2 甲は、業務に支障のない範囲で乙からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要配慮者等の受入れ）

第5条 甲は、前条第1項の規定による要請を受諾したときは、要配慮者等を受け入れるものとする。

- 2 福祉避難所への受入れを要請する要配慮者に関する連絡及び受入れ後の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者が行う。
- 4 要配慮者を介助する者は、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(要配慮者等の事故に対する措置)

第7条 協定に基づく要配慮者等の受入れに伴い生じた事故については、乙が甲の協力を得て、その処理に当たるものとする。ただし、故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第8条 甲は、協定に係る個人情報を他の用途に使用してはならない。

(必要な物資の調達等)

第9条 乙は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、前項の物資の調達について、乙と連携の上、可能な範囲で実施するものとする。

(費用負担等)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一の内容をもって更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 所在地 福岡県朝倉市入地2262-1  
法人名 社会福祉法人 朝倉恵愛会  
代表者 理事長 蓮池 年民 ⑩

乙 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二 ⑩

【資料 2-3-1-31 福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 寿泉会）】

福祉避難所に関する協定書

社会福祉法人寿泉会（以下「甲」という。）と朝倉市（以下「乙」という。）は、福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時又はその恐れがある場合において、甲が所有し、又は管理する施設について、乙が福祉避難所として利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所の受入れの対象となる者は、原則として身体等の状況が介護保険施設や医療機関等への入所又は入院に至らない程度の高齢者、障がい者、妊産婦等であつて、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮が必要であると認めた者（その付添いの必要があると認めた家族等を含む。以下「要配慮者」という。）とする。

（利用施設）

第3条 福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 福岡県朝倉市菩提寺183-53  
名 称 介護老人保健施設ラ・パス

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、甲に開設を要請するものとする。

2 甲は、業務に支障のない範囲で乙からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要配慮者等の受入れ）

第5条 甲は、前条第1項の規定による要請を受諾したときは、要配慮者等を受け入れるものとする。

- 2 福祉避難所への受入れを要請する要配慮者に関する連絡及び受入れ後の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者が行う。
- 4 要配慮者を介助する者は、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（要配慮者等の事故に対する措置）

第7条 協定に基づく要配慮者等の受入れに伴い生じた事故については、乙が甲の協力を

得て、その処理に当たるものとする。ただし、故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第8条 甲は、協定に係る個人情報を他の用途に使用してはならない。

(必要な物資の調達等)

第9条 乙は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、前項の物資の調達について、乙と連携の上、可能な範囲で実施するものとする。

(費用負担等)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一の内容をもって更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

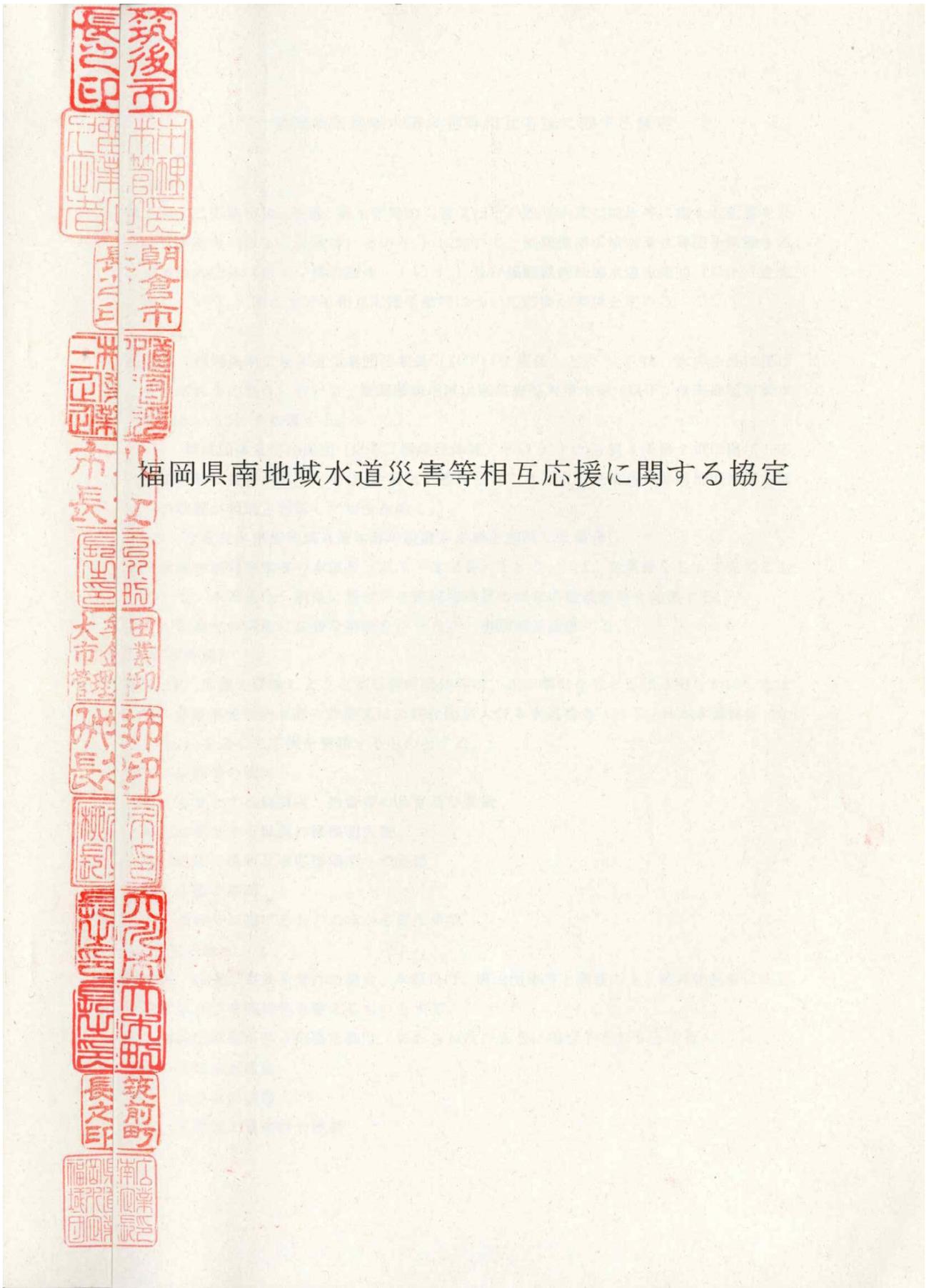
この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 所在地 福岡県朝倉市山見字堂園429番地  
法人名 社会福祉法人 寿泉会  
代表者 理事長 稲葉 保真 ⑩

乙 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二 ⑩

【資料2-3-1-32 福岡県南地域水道災害等相互応援に関する協定（福岡県南広域水道企業団 他 1 1 自治体）】



福岡県南地域水道災害等相互応援に関する協定

## 福岡県南地域水道災害等相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害又はその他送水及び給水等に重大な影響を及ぼす事故等（以下「災害等」という。）において、福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）及び福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）間における相互応援活動等について必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 福岡県南広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、次の各号に掲げるいずれの場合において、福岡県南地域水道災害等対策本部（以下「県南地域対策本部」という。）を設置する。

(1) 構成団体及び企業団（以下「構成団体等」という。）から第4条第2項に掲げる応援活動の要請があった場合（企業団が被災したことにより企業長が県南地域対策本部の設置が困難と判断した場合を除く。）

(2) 企業長が県南地域対策本部の設置が必要と判断した場合

2 県南地域対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、企業長をもって充てるものとし、本部長は、前条に規定する構成団体等の相互応援活動を総括する。

3 この協定の実施に必要な事務を行うため、事務局を設置する。

### (応援要請)

第3条 応援を要請しようとする構成団体等は、次の事項をできる限り明らかにした上で、県南地域対策本部に直接又は公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）を通じて応援を要請するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人数
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (応援活動)

第4条 前条の要請を受けた場合、本部長は、構成団体等と調整の上、被災状況等に応じた要員及び資機材等を整えるものとする。

2 構成団体等が行う応援活動は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供

- (4) 工事業者のあつせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項  
(応援職員の派遣)

第5条 構成団体等が応援活動を行うための職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況等に応じた装備を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援を受ける構成団体等の指示に従って作業に従事する。  
(費用負担)

第6条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、原則として、応援を受けた構成団体等が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援活動に協力した構成団体等と応援を受けた構成団体等が協議して定めることができるものとする。

- 2 応援を受けた構成団体等が負担すべき費用を支弁する時間の余裕がない場合は、応援活動に協力した構成団体等が一時繰替支弁するものとする。

(情報の収集及び提供)

第7条 事務局は、この協定による相互応援活動等を円滑に行うことができるよう、次の各号に掲げる事項について、情報を収集するものとする。

- (1) 応急備蓄資機材保有状況
- (2) その他必要と認められる情報

- 2 構成団体等は、事務局の要請に応じ前項に規定する情報を提供し、事務局は、当該情報の集約を図り、必要に応じて構成団体等へ情報を提供するものとする。

(防災訓練等)

第8条 事務局は、この協定の実施に必要な構成団体等の合同防災訓練等を計画し、構成団体等は、必要に応じてこれに参加するものとする。

(構成団体等以外の水道事業者に対する支援)

第9条 日本水道協会から構成団体等以外の水道事業者に対する支援要請があった場合は、構成団体等以外の水道事業者を第2条第1項及び第2項並びに第4条から第6条までの規定に準じて支援することができるものとする。

- 2 前項の規定により支援を行う場合は、第2条第1項中「福岡県南地域水道災害等対策本部（以下「県南地域対策本部」という。）」とあるのは「〇〇〇（支援を受ける水道事業者）に対する支援本部（以下「支援本部」という。）」と、第2条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項中「県南地域対策本部」とあるのは「支援本部」と読み替える。
- 3 第1項の規定により支援を行う場合は、支援本部と構成団体等とが協議の上、支援活動体制を構築し、行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、構成団体等が協議してこれを定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和2年4月1日から適用し、平成20年8月1日に締結した福岡県南地域水道災害相互応援に関する協定は破棄する。

この協定の証として本書13通を作成し、企業長及び構成団体の長又は水道事業管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

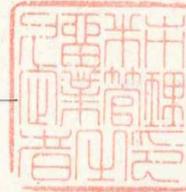
福岡県南広域水道企業団企業長

鶴木



久留米市企業管理者

徳永 龍一



大川市長

倉重 良一



筑後市長

西田 正治



柳川市長

金子 健次



大牟田市企業管理者

井田 啓之



八女市長

三田村 統之



朝倉市長

林 裕二



みやま市長

松嶋 盛人



大木町長

境 公雄



広川町長

渡邊 元喜



筑前町長

田頭 喜久己



三井水道企業団企業長

加地 良光





災害等における復旧等業務の支援に関する協定書

朝倉市（以下「市」という。）と両筑測量設計協同組合（以下「組合」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における市が管理する道路、河川等の公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）及び市内の農地・農業用施設（以下「農地・農業用施設」という。）の復旧等に係る測量設計等業務（以下「災害復旧等業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等又は農地・農業用施設が災害等により被害を受けた場合において、被害状況を速やかに把握するとともに災害査定受検のための災害復旧等業務を早期に完了し、迅速かつ円滑な復旧・復興に資することを目的として、市が組合に対し支援を求めるに当たり、基本的事項を定める。

（業務内容）

第2条 市が組合に対して支援を要請する災害復旧等業務は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況調査に関する業務
- (2) 災害査定受検のための測量設計業務
- (3) その他市が必要であると認める業務

（支援体制）

第3条 組合は、平時より市の入札参加資格者名簿に登録されている業者と支援体制を構築するものとする。

（支援要請及び承諾）

第4条 市は、災害復旧等業務の必要があると認めるときは、災害復旧等業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を組合に提出し、支援を要請するものとする。

2 組合は、要請書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、支援を承諾したときは、速やかに市の入札参加資格者名簿に登録された業者の中から災害復旧等業務を実施する箇所ごとに当該業務を実施する者（以下「調査者」という。）を選定し、災害復旧等業務承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）及び災害復旧等業務調査者報告書（様式第3号。以下「調査者報告書」という。）を市に提出するものとする。調査者を変更したときも同様とする。

（契約の締結）

第5条 市は、承諾書及び調査者報告書の提出を受けたときは、当該災害復旧等業務を着手する日までに、当該調査者と概算数量等により業務委託契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約締結後、災害復旧等業務により数量が確定したときは、調査内容に基づき、双方協議の上、契約変更を行うものとする。



(報告等)

第6条 調査者は、第2条第1号に規定する被害状況調査を完了したときは、遅滞なく被害箇所表(様式第4号)により、その結果を市に報告するものとする。

2 第2条第2号及び第3号に規定する測量設計業務その他市が必要であると認める業務の報告方法及び成果品等については、別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 調査者は、災害復旧等業務の実施に当たり、当該現場の状況等を十分に把握し、事故等が発生しないよう特段の注意を払うものとする。

2 調査者は、調査者の責に帰すべき事由により災害復旧等業務の従事者が被害を受け、又は、第三者に損害を与えたときは、遅滞なくその状況を書面により市に報告し、調査者の責任において処理解決に当たるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間満了日の1月前までに、市又は組合から期間を延長しない旨の申し出がない限り、1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び組合が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月15日

市 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕 二



組合 朝倉市甘木2047番地4  
両筑測量設計協同組合  
代表理事 宮崎 昌 尚



## 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

朝倉市（以下「甲」という。）と原鶴温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、避難勧告等により、避難が必要な高齢者や障がい者等の配慮を要する者及び宿泊施設の利用が必要であると甲が認める者（以下「要配慮者等」という。）への宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請等）

- 第1条 甲は、災害が発生した時において、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を要配慮者等の避難所として利用する必要があると認めるときは、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、受入れが可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力宿泊施設の業務内容）

- 第2条 乙の組合員は、前条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、甲と協議の上、要配慮者等に対し、次に掲げる業務を実施するものとする。
- （1）宿泊場所、食事及び入浴施設の提供（専門的な介護又は特別な配慮を要する食事の提供を除く。）
- （2）その他、甲乙が協議し、必要と認める業務

### （協力宿泊施設への利用申込方法）

- 第3条 協力宿泊施設への利用申込みの方法は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

### （受入対象期間）

- 第4条 協力宿泊施設における要配慮者等の受入期間は、災害救助法による救助基準に基づき、要配慮者等を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備されるなど、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

### （利用費用等）

- 第5条 協力宿泊施設の利用に係る費用（第2条に規定する業務の実施に要した費用を含む。以下同じ。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第6条 乙は、第3条第1項の方法により行われた利用申込み後に、その変更又は取消しが発生した場合において、当該利用申込みをした者に対し、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第7条 甲は、指定避難所から協力宿泊施設への要配慮者等の移送について、乙及び協力宿泊施設に対して協力を求めることができる。この場合において、当該移送に係る費用が生じた場合は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害が発生した時において、協力宿泊施設の提供が円滑にできるよう、平時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、当該期間 終了の翌日から1年間この協定は、同一の条件をもって更新され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月26日

甲 朝 倉 市 代表者 朝倉市長 林 裕 二

乙 原鶴温泉旅館協同組合 理事長 井 上 善 博

## 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

朝倉市（以下「甲」という。）と甘木・朝倉西部旅館組合（以下「乙」という。）とは、避難勧告等により、避難が必要な高齢者や障がい者等の配慮を要する者及び宿泊施設の利用が必要であると甲が認める者（以下「要配慮者等」という。）への宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請等）

- 第1条 甲は、災害が発生した時において、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を要配慮者等の避難所として利用する必要があると認めるときまたは、感染症対策として利用する必要があると認めるときは、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、受入れが可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力宿泊施設の業務内容）

- 第2条 乙の組合員は、前条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、甲と協議のうえ、要配慮者等に対し、次に掲げる業務を実施するものとする。
- （1）宿泊場所、食事及び入浴施設の提供（専門的な介護又は特別な配慮を要する食事の提供を除く。）
- （2）その他、甲乙が協議し、必要と認める業務

### （協力宿泊施設への利用申込方法）

- 第3条 協力宿泊施設への利用申込みの方法は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

### （受入対象期間）

- 第4条 協力宿泊施設における要配慮者等の受入期間は、災害救助法による救助基準に基づき、要配慮者等を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備されるなど、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

### （利用費用等）

- 第5条 協力宿泊施設の利用期間に係る費用（第2条に規定する業務の実施に要した費用を含む。）

以下同じ。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第6条 乙は、第3条の方法により行われた利用申込み後に、その変更又は取消しが発生した場合において、当該利用申込みをした者に対し、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第7条 甲は、指定避難所から協力宿泊施設への要配慮者等の移送について、乙及び協力宿泊施設に対して協力を求めることができる。この場合において、当該移送に係る費用が生じた場合は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害が発生した時において、協力宿泊施設の提供が円滑にできるよう、平時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、当該期間 終了の翌日から1年間この協定は、同一の条件をもって更新され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月26日

甲 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕 二

乙 甘木・朝倉西部旅館組合  
組合長 内 田 桂 子

## 災害時における物資の調達に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社 九州北工場（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資の調達に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時における、避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とする場合は、乙に対し、物資の調達を要請することができる。

### （物資の種類）

第3条 甲が乙に調達を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製品（間仕切り、ベッド等）
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する物資

### （要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

### （協力）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、物資の優先的な調達について、可能な限り対応するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを行うものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

### （業務報告）

第7条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を物資供給業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第8条 乙が甲に提供した物資の対価及びその運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （費用の請求及び支払）

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用

を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(損害への対応)

第10条 当該協定に基づく業務において乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、要請手続を円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を置くものとし、協定書連絡先報告書(様式第3号)により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 3月29日

甲 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二 

乙 佐賀県三養基郡上峰町前牟田1760  
王子コンテナ株式会社 九州北工場  
常務執行役員工場長 皆川 直裕 

## 災害時における物資の調達に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資の調達に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時における救援物資（以下「物資」という。）の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とする場合は、乙に対し、物資の調達を要請することができる。

### （物資の種類）

第3条 甲が乙に調達を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

- （1）「供給要請対象物資一覧」（様式第4号）に掲げる物資
- （2）その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する物資

### （要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

### （協力）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、物資の優先的な調達について、可能な限り対応するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを行うものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

### （業務報告）

第7条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を物資供給業務報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第8条 乙が甲に提供した物資の対価及びその運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （費用の請求及び支払）

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(損害への対応)

第10条 当該協定に基づく業務において乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、要請手続を円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を置くものとし、協定書連絡先報告書(様式第2号)により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 福岡県朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕 二 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石 田 卓 巳 印

## 福祉避難所に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と社会福祉法人こがね福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時又はそのおそれがある場合において、乙が所有し、又は管理する施設について、甲が福祉避難所として利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （対象者）

第2条 福祉避難所の受入れの対象となる者は、原則として身体等の状況が介護保険施設や医療機関等への入所又は入院に至らない程度の高齢者、障がい者、妊産婦等であつて、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮が必要であると認めた者（以下「要配慮者」という。）及びその介助者とする。

### （利用施設）

第3条 福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

所在地 福岡県朝倉市桑原527-1

名称 グループホームすまいる・多目的ホール

### （福祉避難所の開設）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙に開設を要請するものとする。

2 乙は、業務に支障のない範囲で甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

### （要配慮者等の受入れ）

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請を受諾したときは、要配慮者等を受け入れるものとする。

2 福祉避難所への受入れを要請する要配慮者に関する連絡及び受入れ後の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲乙が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として介助者が行うものとする。

### （開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(要配慮者等の事故に対する措置)

第7条 協定に基づく要配慮者等の受入れに伴い生じた事故については、甲が乙の協力を得て、その処理に当たるものとする。ただし、故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第8条 乙は、協定に係る個人情報を他の用途に使用してはならない。

(必要な物資の調達等)

第9条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項の物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で実施するものとする。

(費用負担等)

第10条 甲は、福祉避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一の内容をもって更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二 印

乙 所在地 福岡県朝倉市桑原1088-1  
法人名 社会福祉法人こがね福祉会  
代表者 理事長 中島 香織 印

【資料 2-3-2-1 地区防災計画及び防災拠点施設の一覧】

防災拠点施設

No	防災拠点施設の名称
1	朝倉市役所及び支所
2	輸送（集積）拠点
3	食料供給拠点
4	ボランティア拠点
5	避難所
6	ヘリポート
7	活動拠点（あまぎ水の文化村スポーツゾーン、石成公園、杷木中学校グラウンド、多目的グラウンド）
8	備蓄倉庫
9	浄水場
10	防災広場（公園条例等で定めた施設）

地区防災計画の一覧

No	地区防災計画の名称	防災拠点施設の名称	住所
1	久喜宮地区防災計画	久喜宮地域防災拠点	杷木久喜宮 865-1
2	志波地区防災計画	志波地区防災拠点（予定）	杷木志波 4669-1
3	杷木地区防災計画	杷木地区防災広場（予定）	杷木林田 424-3
4	三奈木地区防災計画	三奈木地区防災広場（予定）	三奈木 4260

※No.2～4 については整備予定中

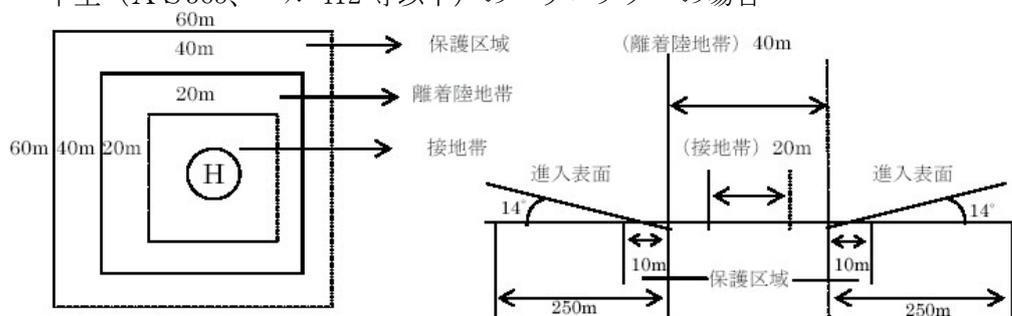
【資料 2-3-2-2 臨時ヘリポート設定時の目安要件】

臨時ヘリポート設定時の目安要件

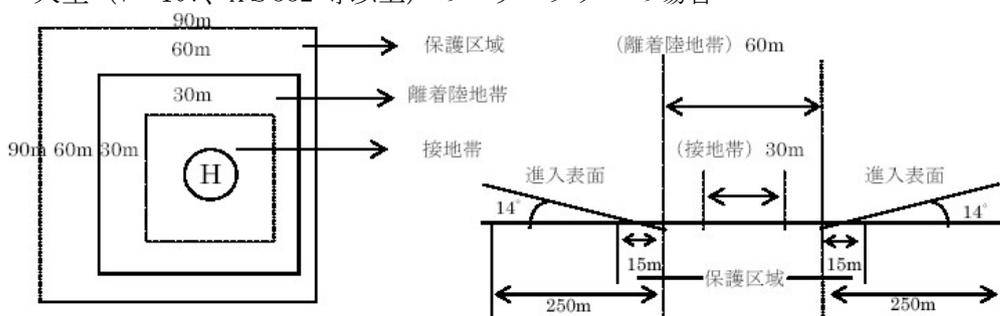
(1) 臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

ア 中型（A S 365、ベル 412 等以下）のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、AS 332 等以上）のヘリコプターの場合



注 1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。

接地帯を除き、約 30cm 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注 2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。

表面の傾斜は 3° 以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注 3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

(2) 臨時ヘリポートの標示

ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5m 程度の円を書き、中に H の字を標示する。

なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行うものとする。

イ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

(3) 危険防止上の留意事項

ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

エ 航空機を中心として半径 20m 以内は、火気厳禁とする。

【資料 2-3-4-1 地方通信ルート（非常通信ルート）】

※非常時において、朝倉市から県まで県防災行政無線を利用する通信ルート（通常通信ルート）が使用できない場合に使用する通信ルートのこと

順位	市担当 部署	ルート名	伝送 方法	非常通信受付機関		非常通信受付機関	伝送 方法	県担当 部署
1	防災 交通課	県庁	使送	a. 朝倉農林事務所	無線	f. —	—	消防 防災課
2	防災 交通課	警察	使送	b. 朝倉警察署	無線	g. 県警察本部	有線	消防 防災課
3	防災 交通課	消防	使送	c. 甘木・朝倉消防署	無線	h. 甘木・朝倉 消防本部	—	消防 防災課
4	防災 交通課	電力	使送	d. 九州電力福岡支店 甘木営業所	無線	i. 九州電力本店	無線	消防 防災課
5	防災 交通課	建設	使送	e. 筑後川河川事務所	無線	j. —	—	消防 防災課

<伝送方法>

- ・「使送」（徒歩、自転車、バイク等で人が直接、情報の伝達をすること）、「無線」、「有線」

<「非常通信受付機関」の担当部署及N T T電話番号>

	担当部署	N T T電話番号
a.	朝倉農林事務所総務課	0946-22-2730
b.	朝倉警察署警備課	0946-22-0110
c.	甘木・朝倉消防署警備課	0946-22-0119
d.	九州電力甘木営業所営業運営グループ	0946-24-8882
e.	筑後川河川事務所調査課	0942-33-9134
f.	—	—
g.	県警察本部地域部通信指令課指令室	092-641-4141(内 3618)
h.	甘木・朝倉消防本部警防課	0946-22-0119
i.	九州電力福岡支店総務部総務グループ	092-714-1301
j.	—	—

【資料 2-3-8-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧】

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧

No	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所				指定避難所	福祉避難所
				台風	洪水	土砂災害	地震		
1	上秋月コミュニティセンター	上秋月 1373-1	25-0457	○	○	○	○	○	
2	秋月小学校	長谷山 50	25-0211	○	○	×	○	○	
3	秋月中学校	秋月野鳥 663	25-0456	○	○	×	○	○	
4	甘木小学校	甘木 1945	22-2710	○	○	○	○	○	
5	甘木地域センター (フレアス甘木)	甘木 764-21	22-2117	○	○	○	○	○	○
6	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木)	甘木 198-1	22-0001	○	○	○	○	○	○
7	甘木総合隣保館	甘木 1373-2	22-6294	○	○	○	○	○	
8	立石コミュニティセンター	頓田 205-1	22-2101	○	○	○	○	○	
9	甘木・朝倉消防署	一木 18-20	22-0119	○	○	○	○	○	
10	立石小学校	頓田 380-1	22-2463	○	○	○	○	○	
11	甘木中学校	堤 1430-1	22-2424	○	○	○	○	○	
12	馬田コミュニティセンター	馬田 1286	22-2140	○	×	○	○	○	
13	福田コミュニティセンター	小隈 219-1	22-2158	○	○	○	○	○	
14	蜷城コミュニティセンター	林田 242	22-3004	○	×	○	○	○	
15	南陵中学校	平塚 1519	22-2076	○	○	○	○	○	
16	キリンビール(株) 福岡工場体育館	馬田 3702	23-2111	○	○	○	×	○	
17	馬田小学校	馬田 1243	22-2570	○	×	○	○	○	
18	福田小学校	小田 450	22-2452	○	○	○	○	○	
19	蜷城小学校	林田 220	22-3011	○	×	○	○	○	
20	金川コミュニティセンター	屋永 3266	22-2242	○	○	○	○	○	
21	三奈木 コミュニティセンター	三奈木 4260	22-3114	○	○	○	○	○	
22	美奈宜の社 コミュニティセンター	美奈宜の社 5-12-20	21-1600	○	○	○	○	○	
23	十文字中学校	三奈木 3710	22-3106	○	○	○	○	○	
24	金川小学校	屋永 3148	22-2350	○	○	○	○	○	
25	三奈木小学校	三奈木 4564	22-3120	○	○	○	○	○	
26	高木コミュニティセンター	黒川 3972-1	29-0750	○	○	○	○	○	
27	朝倉体育センター	宮野 2000-1	52-3160	○	○	○	○	○	○

No	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所				指定避難所	福祉避難所
				台風	洪水	土砂災害	地震		
28	朝倉地域生涯学習センター	宮野 1997	52-1112	○	○	○	○	○	○
29	朝倉老人福祉センター	宮野 2047-1	52-0154	○	○	○	○	○	○
30	比良松中学校	宮野 2030	52-1121	○	○	○	○	○	
31	朝倉東小学校	須川 2680	52-1141	○	○	○	○	○	
32	大福小学校	大庭 3594	52-1151	○	×	○	○	○	
33	杷木地域生涯学習センター (らくゆう館・女性センター)	杷木池田 483-1	62-0178	○	○	○	○	○	○
34	杷木小学校	杷木寒水 175	62-0107	○	○	○	○	○	
35	久喜宮地域防災拠点施設	杷木久喜宮 865-1	62-0018	○	×	○	○	○	
36	旧志波小学校	杷木志波 4669-1	62-0523	○	○	○	○	○	
37	杷木中学校	杷木池田 822-1	62-1045	○	○	○	○	○	
38	サンライズ杷木	杷木久喜宮 1685	62-0212	○	×	○	○	○	
39	朝倉光陽高校	杷木古賀 1765	62-1417	○	×	○	○	○	
40	(仮) 十文字公園								
41	(仮) 十文字公園に建設予定の総合的体育施設								
42	(仮) 杷木地区防災広場 (整備予定)	杷木林田 424-3		×	○	○	○	×	

※令和3年11月末現在の一覧

※指定緊急避難場所の災害ごとの「指定 (○)」「不指定 (×)」はあるが、避難所の開設については、災害の種別・規模・状況によって判断する。

【資料2-3-14-1 水防倉庫の位置及び水防資器材等一覧表】

- 水防倉庫① … 朝倉市役所本庁舎 別館防災交通課西側倉庫
- 水防倉庫② … 朝倉体育センター南側、水防倉庫
- 水防倉庫③ … 杷木支所庁舎北側、2階建倉庫1階水防倉庫
- 水防倉庫④ … 朝倉農業高校跡地倉庫

※建物管理責任者 … 水防倉庫①、②、③ は 朝倉市役所 総務部 総務財政課 契約・管財係  
 … 水防倉庫④ は 朝倉市役所 総務部 庁舎・十文字公園整備室 十文字公園整備係  
 ※資器材管理責任者 … 水防倉庫①、②、③、④ すべて 朝倉市役所 総務部 防災交通課 消防防災係

令和3年3月31日現在

品目名	水防倉庫①	水防倉庫②	水防倉庫③	水防倉庫④	合計 ①～④	合計 ①～④ (水防用具箱の中 を加えたもの)	
						合計	単位
麻袋	袋	袋	袋	袋	0袋	0	袋
土嚢袋(樹脂袋)	14,200袋	3,000袋	8,120袋	袋	25,320袋	25,320	袋
布シート(藁)	枚	枚	枚	枚	0枚	0	枚
ビニールシート (ブルーシート)	181枚	108枚	14枚	34枚	337枚	337	枚
ロープ	12巻	2巻	2巻	316巻	0	0	巻
鉄線(番線)	1束	4束	2束	束	332巻	332	巻
丸太	本	240本	本	本	7束	7	束
木杭	122本	300本	33本	本	240本	240	本
鉄杭	320本	40本	92本	本	455本	455	本
ビニールパイプ	本	0本	本	本	452本	452	本
竹樋・木樋	本	本	本	本	0本	0	本
竹	本	本	本	本	0本	0	本
ジャコ	個	個	1個	個	1個	1	個
かすがい	本	本	本	本	0本	0	本
畳	枚	枚	枚	枚	0枚	0	枚
予備土	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	0	m <sup>3</sup>
詰め石用石	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	0	m <sup>3</sup>
土のう(土入り)	100袋	400袋	400袋	0袋	900袋	900	袋
トンパック(大型土嚢)	0袋	10袋	183袋	袋	193袋	193	袋
カマ	袋	袋	袋	袋	0袋	0	袋
ベニヤ板(コンパネ)	0枚	枚	枚	枚	0枚	0	枚
掛矢	9丁	1丁	7丁	丁	17丁	17	丁
のこぎり	0丁	4丁	0丁	丁	4丁	22	丁
ツルハシ	2丁	10丁	1丁	丁	13丁	13	丁
スコップ	5丁	14丁	5丁	丁	24丁	96	丁
ナタ	2丁	4丁	1丁	丁	7丁	7	丁
鉋	3丁	2丁	丁	丁	5丁	23	丁
鎌	8丁	10丁	1丁	丁	19丁	55	丁
斧	1丁	1丁	1丁	丁	3丁	39	丁
ハンマー	14丁	1丁	0丁	丁	15丁	42	丁
一輪車	6台	4台	6台	台	16台	16	台
たこづち	丁	丁	丁	丁	0丁	0	丁
はしご	脚	1脚	脚	脚	1脚	1	脚
モッコ	組	組	組	組	0組	0	組
照明器具	0台	0台	4台	台	4台	4	台
カキ板	4丁	10丁	10丁	26丁	50丁	86	丁
ク	7丁	6丁	3丁	丁	16丁	43	丁
ザル	19丁	6丁	3丁	丁	28丁	28	丁
しょうけ	丁	丁	3丁	丁	3丁	3	丁
とび口	丁	丁	3丁	丁	3丁	3	丁
土嚢袋スタンド	8台	1台	6台	台	15台	15	台
浮き輪	個	2個	個	個	2個	2	個
水防用具箱	箱	9箱	箱	箱	9箱	-	箱
発電機	台	台	2台	台	2台	2	台
給水缶	個	個	個	個	0個	0	個
巻き尺	本	本	本	本	0本	0	本
ジェットシューター	台	台	14台	台	14台	14	台
チェーンソー	1台	台	3台	台	4台	4	台
飲料水用タンク	個	個	2個	個	2個	2	個
バケツ	個	個	個	個	0個	0	個
トラック	台	台	台	台	0台	0	台
小型又はジープ	台	台	台	台	0台	0	台
リヤカー	台	台	台	台	0台	0	台
舟	艘	艘	0艘	艘	0艘	0	艘
無線機	0台	台	台	台	0台	0	台
医薬品セット	18個	個	個	個	18個	18	個
懐中電灯(ラジオ付)	35個	個	個	個	35個	35	個

※品目名順は、例年9月実施の「水防体制及び活動の実態調査について」「水防資器材等調査表」に準じている。

【資料2-3-14-2 備蓄品倉庫の位置及び資器材等一覧表】

- 水防倉庫① … 朝倉市役所本庁舎 別館防災交通課西側倉庫
- 水防倉庫② … 朝倉体育センター南側、水防倉庫
- 備蓄品倉庫③ … 杷木支所
- 備蓄品倉庫④ … 朝倉農業高校跡地倉庫

※建物管理責任者 … 備蓄品倉庫①、②、③ は 朝倉市役所 総務部 総務財政課 契約・管財係  
 … 備蓄品倉庫④ は 朝倉市役所 総務部 庁舎・十文字公園整備室 十文字公園整備係  
 ※資器材管理責任者 … 備蓄品倉庫①、②、③、④ すべて 朝倉市役所 総務部 防災交通課 消防防災係

令和3年7月31日現在

【飲食物】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	避難所等配置分	合計
安心米（五目・田舎ごはん等）	袋	150 袋	袋	袋	40袋	190 袋
安心米（わかめご飯）	袋	260 袋	袋	袋		260 袋
缶入りソフトパン	缶	6,240 缶	缶	3,600 缶	2,790缶	12,630 缶
飲料水 500ml	240 本	22,512 本	48 本	1,200 本	1,200本	25,200 本
飲料水 1.5L	本	本	852 本	本	1,388本	2,240 本
飲料水 490ml	1,512 本	本	本	本	144本	1,656 本
飲料水 2L	本	本	30 本	本	120本	150 本
液体ミルク	30 本	本	本	本	30本	30 本

【身体ふき】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	備考	合計 ①～④
冷却ポディタオル （ロート製薬）	992 枚	枚	枚	枚		992 枚
冷却ポディシート （ロート製薬）	720 枚	枚	枚	枚		720 枚

【マスク】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	避難所等配置分	合計
抗菌・花粉マスク （アルガード）	12,600 枚	枚	1,440 枚	1,240 枚	4,440枚	19,720 枚

【殺虫剤】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	備考	合計
アースジェット300ml （アース製薬）	30 個	個	個	個		30 個

【トイレ】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	備考	合計
トイレ（据置式） （サニタリーエースSD）	1 個	個	個	個		1 個
使い捨てトイレ （非常時用排便収納袋）	500 袋	袋	袋	袋	（尿；500回分） （便；250回分）	500 袋
使い捨てトイレ （非常時用排便収納袋）	1,600 袋	袋	袋	袋	（尿・便；1600回分）	1,600 袋
自動ラップ式トイレ （ラップボン）	個	個	個	2 個		2 個
緊急用トイレ	個	個	個	12 個		12 個

【毛布】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	避難所配置分	合計
毛布（防災交通課分）	729 枚	0 枚	枚	枚	210枚	939 枚
毛布（日本赤十字分）	180 枚	枚	枚	枚		180 枚

【マット】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	避難所配置分	合計
マット	36 枚	枚	枚	0 枚	240枚	276 枚

【感染症対策用品】

品目名	備蓄品倉庫①	備蓄品倉庫②	備蓄品倉庫③	備蓄品倉庫④	避難所配置分	合計
冷風機	0 台	0 台	0 台	27 台	20台	47 台
ベッド（折り畳み、簡易）	40 台	0 台	0 台	0 台	55台	95 台
プライベートテント	9 個	0 個	0 個	115 個	3個	127 個
パーテーション（段ボール）	4 個	0 個	0 個	10 個	20個	34 個
検温器、体温計	32 個	0 個	0 個	0 個	30個	62 個

【その他】

扇風機	10 台	0 台	0 台	0 台	20台	30 台
生理用品	1,512 枚	0 枚	0 枚	0 枚	0枚	1,512 枚

【資料 2-3-15-1 応急仮設住宅の建設候補場所】

応急仮設住宅の建設候補場所

No	名称	住所
1	らくゆう館駐車場	朝倉市杷木池田 389、390、396-5、397、486-2
2	石成公園グラウンド	朝倉市石成 564-2
3	朝倉球場	朝倉市宮野 2003-1
4	平塚川添遺跡公園駐車場	朝倉市平塚 21-13
5	ピーポート甘木、第1駐車場	朝倉市来春 330-1、333-1
6	ピーポート甘木、第2駐車場	朝倉市甘木 216-1
7	ピーポート甘木、第3駐車場	朝倉市甘木 649-1、649-2、651、652、653、654
8	甘木公園芝生グラウンド	朝倉市菩提寺 79
9	多目的グラウンド	朝倉市菩提寺 65、75、74-1、74-2、76-1、77、79、100、101、102、104
10	甘木野球場	朝倉市菩提寺 21-3、61-2、70
11	甘木小学校運動場	朝倉市甘木 1945
12	立石小学校運動場	朝倉市頓田 380-1
13	三奈木小学校運動場	朝倉市三奈木 4564
14	金川小学校運動場	朝倉市屋永 3148
15	蜷城小学校運動場	朝倉市林田 220
16	福田小学校運動場	朝倉市小田 450
17	馬田小学校運動場	朝倉市馬田 1243
18	秋月小学校運動場	朝倉市長谷山 50
19	旧杷木小学校運動場	朝倉市杷木林田 330-1
20	朝倉東小学校運動場	朝倉市須川 2680
21	大福小学校運動場	朝倉市大庭 3594
22	甘木中学校運動場	朝倉市堤 1430-1
23	南陵中学校運動場	朝倉市平塚 1519
24	十文字中学校運動場	朝倉市三奈木 3710
25	秋月中学校運動場	朝倉市秋月野鳥 663
26	比良松中学校運動場	朝倉市宮野 2030
27	杷木小・中学校運動場	朝倉市杷木寒水 175、杷木池田 822-1
28	みんなの広場	朝倉市頓田 332-1、351-10
29	(仮) 十文字公園	朝倉市三奈木 3070-1 他

【資料 3-1-1-1 朝倉市災害対策本部条例】

朝倉市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、朝倉市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

【資料 3-1-1-2 朝倉市災害対策本部編成表】

朝倉市災害対策本部編成表

本部長	副本部長	部名	班名	班長	構成員
市長※	副市長※ 教育長※	受援調整班		副市長※（副本部長兼務）	消防防災係長（兼務） 人事秘書係長（兼務） 国民健康保険係長（兼務） 各対策班人的・物的支援受援受入担当（兼務）
		総務部 総務部長※ 総務部付部長※ 議会事務局長※	本部事務局	防災交通課長※	防災交通課員 あらかじめ 指名された要員 （非常災害時配備者）
			総務班	総務財政課長 総合政策課長※ 復興推進室長※ 庁舎・十文字公園整備室長	総務財政課員 総合政策課員 復興推進室員 庁舎・十文字公園整備室員 議会事務局員
			情報管理班	人事秘書課長※	人事秘書課員
			災害ボランティア班	ふるさと課長※ 会計課長 監査委員事務局長	ふるさと課員 会計課員 監査委員事務局員
		市民環境部 市民環境部長※	環境第1班	環境課長	環境課員
			環境第2班	税務課長 収納対策課長 市民課長 人権・同和対策課長	税務課員 収納対策課員 市民課員 人権・同和対策課員
		保健福祉部 保健福祉部長※	救護第1班	介護サービス課長	介護サービス課員
			救護第2班	福祉事務所長 子ども未来課長 あさくら縁結び課長	福祉事務所員 子ども未来課員 あさくら縁結び課員
			救護第3班	保険年金課長	保険年金課員
			医療班	朝倉診療所長 朝倉診療次長 健康課長	朝倉診療所員 健康課員
		農林商工部 農林商工部長※ 農林商工部付部長※	農林第1班	農業振興課長 農業委員会事務局長 農地等・林道災害対策室長	農業振興課員 農業委員会事務局員 農地等・林道災害対策室員
			農林第2班	農林課長 農地改良復旧室長	農林課員 農地改良復旧室員（計画管理係含む）
			商工班	商工観光課長	商工観光課員
		都市建設部 都市建設部長※ 都市建設部付部長※	都市住宅班	都市計画課長	都市計画課員
			土木班	建設課長 水のまちづくり課長 公共土木施設災害対策室長	建設課員 水のまちづくり課員 公共土木施設災害対策室員
			下水道班	上下水道課長	上下水道課員
			給水班	上下水道課長	上下水道課員
		教育部	避難所管理班（第1班）	文化・生涯学習課長	文化・生涯学習課員

本部長	副本部長	部名	班名	班長	構成員
		教育部長※	避難所管理班 (第2班)	教育課長 教育課筆頭主幹参事 教育課主幹参事	教育課員
		朝倉地域部 朝倉支所長※	朝倉地域班	朝倉支所長※	朝倉支所員
		杷木地域部 杷木支所長※	杷木地域班	杷木支所長※	杷木支所員

※印は、災害対策本部会議要員

【資料 3-1-2-1 応急ヘリポート設置候補場所】

応急ヘリポート設置候補場所

場所	所在地	電話番号	巾×長さ
①秋月小学校グラウンド	朝倉市長谷山 50	25-0455	70m× 78m
②南陵中学校グラウンド	朝倉市平塚 1508-6	22-2076	80m× 86m
③あまぎ水の文化村 グリーンスポーツゾーン	朝倉市矢野竹 861-2	25-0323	165m×165m
④甘木中学校グラウンド	朝倉市堤 1430-1	22-2424	120m×140m
⑤朝倉東小学校グラウンド	朝倉市須川 2680	52-1141	80m×120m
⑥朝倉球場	朝倉市宮野 2003-1	52-3160	120m×130m
⑦比良松中学校グラウンド	朝倉市宮野 2030	52-1121	90m×130m
⑧田中の浜グラウンド	田中字崩岸 520-231	—	90m×130m
⑨大福小学校グラウンド	朝倉市大庭 3594	52-1151	90m×130m
⑩杷木球場	朝倉市杷木池田 873	62-0178	110m× 90m
⑪杷木中学校グラウンド	朝倉市杷木池田 822-1	62-1045	80m×140m
⑫旧松末小学校グラウンド	朝倉市杷木星丸 1175	62-0219	50m×90m
⑬旧杷木小学校グラウンド	朝倉市杷木林田 424-3	62-0107	100m× 79m
⑭旧久喜宮小学校グラウンド	朝倉市杷木久喜宮 865-1	62-0079	50m× 70m
⑮旧志波小学校グラウンド	朝倉市杷木志波 4669-1	62-0523	50m× 70m
⑯朝倉光陽高校グラウンド	朝倉市杷木古賀 1765	62-1040	100m×205m
⑰ (仮) 十文字公園			

【資料 3-2-1-1 気象特別警報、警報及び注意報の発表基準】

○警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

発表官署 福岡管区气象台

朝倉市	府県予報区		福岡県		
	一次細分区域		筑後地方		
	市町村等をまとめた地域		筑後北部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	160	
	洪水	雨量基準		1時間雨量 60mm	
		流域雨量指数基準		小石原川流域=22, 野鳥川流域=6.6, 山見川流域=6.4, 佐田川流域=17, 黒川流域=8.2, 草場川流域=2.2, 二又川流域=8.9, 荷原川流域=7.8, 桂川流域=12.3, 妙見川流域=7.4, 北川流域=7, 赤谷川流域=12.4, 乙石川流域=5.9, 大山川流域=6.8, 寒水川流域=4, 奈良ヶ谷川流域=5.4	
		複合基準*1		小石原川流域=(10, 19.6), 佐田川流域=(10, 16.9), 荷原川流域=(10, 7), 桂川流域=(25, 11), 妙見川流域=(10, 6.6), 北川流域=(10, 6.3), 赤谷川流域=(10, 11.1), 乙石川流域=(10, 5.3), 奈良ヶ谷川流域=(10, 4.8)	
	指定河川洪水予報による基準		筑後川上中流部 [荒瀬・片ノ瀬]		
	暴風	平均風速		20m/s	
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う	
	大雪	除雪の高さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準		13
土壌雨量指数基準			128		
洪水		流域雨量指数基準		小石原川流域=17.6, 野鳥川流域=4.6, 山見川流域=5.1, 佐田川流域=13.6, 黒川流域=6.5, 草場川流域=1.7, 二又川流域=7.1, 荷原川流域=6.2, 桂川流域=9.8, 妙見川流域=5.9, 北川流域=5.6, 赤谷川流域=9.9, 乙石川流域=4.7, 大山川流域=5.4, 寒水川流域=3.2, 奈良ヶ谷川流域=4.3	
		複合基準		小石原川流域=(6, 17.6), 野鳥川流域=(10, 4.6), 佐田川流域=(10, 10.9), 荷原川流域=(6, 6.2), 桂川流域=(6, 9.8), 妙見川流域=(6, 5.9), 北川流域=(6, 5.6), 赤谷川流域=(10, 9.9), 乙石川流域=(10, 4.7), 奈良ヶ谷川流域=(6, 4.3)	
		指定河川洪水予報による基準		筑後川上中流部 [荒瀬・片ノ瀬]	
強風		平均風速		12m/s	
風雪		平均風速		12m/s 雪を伴う	
大雪		除雪の高さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm	
			山地	12時間降雪の深さ 5cm	
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
雷		落雷等により被害が予想される場合			

融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上	
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
霜	11月 20 日までの早霜、3月 15 日からの晩霜 最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

注 1 土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

注 2 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。

流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

注 3 大雪警報・注意報における「平地」とは標高 200m 以下の地域、「山地」とは標高 200m を超える地域をいう。

注 4 発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものである。

注 5 ※印。この警報・注意報は標題を出さずに、気象警報・注意報に含めて行う。

注 6 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。

この注意警戒文は

（い つ）注意又は警戒すべき期間……具体的に示す。

（どこで）注意又は軽快すべき地域……現象の中心になると予想される地域。

（何 が）注意又は警戒すべき気象現象等……現象の程度や災害発生の危険度等を具体的に示す。

の要素で組み立て、簡明な内容とする。

資料：「警報・注意報発表基準一覧表」（気象庁）をもとに作成

○気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注：発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします

資料：「気象等に関する特別警報の発表基準」（気象庁）をもとに作成

○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」\*、地震については「緊急地震速報」（震度 6 弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付ける）

(\*） 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル 4 または 5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域 厳重警戒）を特別警報に位置づけています

資料：「津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準」（気象庁）をもとに作成

【資料 3-2-4-1 災害危険箇所一覧】

本資料編には、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒・特別警戒区域の数及び市が別途指定した対象箇所を示す。

土砂災害防止法に基づき指定された箇所ごとの詳細については、告示図書および県砂防課ホームページを参照すること。

□土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒・特別警戒区域の数 ※ ( ) はうち特別警戒区域数

○旧甘木市

土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	計	最終告示年月日
279 (244)	266 (261)	7 (0)	552 (505)	令和3年3月19日

○旧朝倉町

土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	計	最終告示年月日
94 (75)	65 (63)	0 (0)	159 (138)	令和3年3月19日

○旧杷木町

土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	計	最終告示年月日
231 (200)	254 (248)	9 (0)	494 (448)	令和3年3月30日

○朝倉市全体の合計

土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り	計	備考
604 (519)	585 (572)	16 (0)	1205 (1091)	

※市が別途指定した対象箇所

災害名	箇所名	所在地	延長	摘要
平成 29 年 九州北部豪雨	ちょうあんじにし 長安寺西	あさくらし すがわ 朝倉市須川 1159-4 地先	m 55.3	旧朝倉町
平成 29 年 九州北部豪雨	ただごえ 只越(b)	あさくらし はきしわ 朝倉市杷木志波 1637-2 地先	m 50.3	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	くらたに 蔵谷(c)	あさくらし はきあかだに 朝倉市杷木赤谷 1236-4 地先	m 48.8	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	どうめき 道目木(a)-1	あさくらし はきしわ 朝倉市杷木志波 2524-2 地先	m 45	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	うらやま 浦山	あさくらし はきますえ 朝倉市杷木松末 1142-2 地先	m 47	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	まつもと 松本	あさくらし はきしらき 朝倉市杷木白木 178-1 地先	m 14	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	ほんむら 本村	あさくらし はきますえ 朝倉市杷木松末 1019-4 地先	m 73.5	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	ますえ 松末	あさくらし はきますえ 朝倉市杷木松末 940-2 地先	m 89	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	どうめき 道目木(b)	あさくらし はきしわ 朝倉市杷木志波 2446-6 地先	m 63	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	うちかわの 内河野	あさくらし はきこが 朝倉市杷木古賀 1017-3 地先	m 102.9	旧杷木町
平成 29 年 九州北部豪雨	くげはる 久毛原	あさくらし はきこが 朝倉市杷木古賀 1339-2 地先	m 45.8	旧杷木町
平成 30 年 西日本豪雨	うらいづみ 浦泉	あさくらし あきづき 朝倉市秋月 186-2 地先	m 30.8	旧甘木市
平成 30 年 西日本豪雨	しみずがもと 清水ヶ元-1	あさくらし はきほしまる 朝倉市杷木星丸 1217-4 地先	m 53.9	旧杷木町
平成 30 年 西日本豪雨	ならはら 檜原(1)の1	あさくらし ならはら 朝倉市檜原 207 地先	m 70	旧甘木市
平成 30 年 西日本豪雨	ならはら 檜原2	あさくらし ならはら 朝倉市檜原 747 地先	m 21	旧甘木市